八百津町の第１号被保険者（６５歳以上の方）の介護保険料

第９期介護保険事業計画期間（令和６年度～令和８年度）の介護保険料は、**基準年額が５４，０００円**（月額４，５００円）で、**第１号被保険者（６５歳以上の方）の保険料の段階設定を１３段階**に細分化しています。

所得段階は、６月に決定される住民税の課税状況や所得などを基に決定されます。

所得段階	各段階の対象者		保険料割合	保険料
第１段階	住民税非課税世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円以下の人	基準額の45.5% (28.5%)※	15,390円 月額1,283円
第２段階	住民税非課税世帯	課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円を超え、１２０万円以下の人	基準額の68.5% (48.5%)※	26,190円 月額2,183円
第３段階	住民税非課税世帯	課税年金収入額＋合計所得金額が１２０万円を超える人	基準額の69% (68.5%)※	36,990円 月額3,083円
第４段階	住民税課税世帯本人非課税	課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円以下の人	基準額の90.0%	48,600円 月額4,050円
第５段階	住民税課税世帯本人非課税	課税年金収入額＋合計所得金額が８０万円を超える人	**基準額100%**	**54,000円** **月額4,500円**
第６段階	住民税本人課税	合計所得金額が１２０万円未満の人	基準額の120.0%	64,800円 月額5,400円
第７段階	住民税本人課税	合計所得金額が１２０万円以上、２１０万円未満の人	基準額の130.0%	70,200円 月額5,850円
第８段階	住民税本人課税	合計所得金額が２１０万円以上、３２０万円未満の人	基準額の150.0%	81,000円 月額6,750円
第９段階	住民税本人課税	合計所得金額が３２０万円以上、４２０万円未満の人	基準額の170.0%	91,800円 月額7,650円
第１０段階	住民税本人課税	合計所得金額が４２０万円以上、５２０万円未満の人	基準額の190.0%	102,600円 月額8,550円
第１１段階	住民税本人課税	合計所得金額が５２０万円以上、６２０万円未満の人	基準額の210.0%	113,400円 月額9,450円
第１２段階	住民税本人課税	合計所得金額が６２０万円以上、７２０万円未満の人	基準額の230.0%	124,200円 月額10,350円
第１３段階	住民税本人課税	合計所得金額が７２０万円以上の人	基準額の240.0%	129,600円 月額10,800円

※低所得者高齢者に対する保険料軽減措置後の保険料割合

お問い合わせ先　八百津町役場　町民課　税務係　TEL：0574-43-2111　内線 2118